

下田市告示第46号

下田市結婚新生活支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

下田市長 松木 正一郎

下田市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う経済的不安を軽減するため、予算の範囲内において、新婚世帯に対し下田市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和7年度新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 令和6年度新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であって、下田市による令和6年度の補助金（以下「令和6年度補助金」という。）を受給したもののうち、当該令和6年度補助金の額が補助の限度額に満たなかったもの
- (3) 住居費 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、結婚を機に新たに物件を購入し、又は賃借する際に要した費用で、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料等をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当の額を除くこととし、婚姻日より前に購入又は賃借した住宅にあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として購入又は賃借した住宅のみを対象とする。
- (4) リフォーム費用 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、結婚を機に実施した物件のリフォームに要した費用であつて、当該物件の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用から、次に掲げる費用を除いた費用をいう。ただし、婚姻日より前にリフォームした住宅にあつては、そのリフォーム日が婚姻日から起算して1年以内であるもののみを対象とする。
 - ア 倉庫及び車庫に係る工事費用
 - イ 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用
 - ウ エアコン、洗濯機その他の家電の購入又は設置に係る費用
- (5) 引越費用 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の引越業者又は運送

業者への支払その他の引越しに係る実費をいう。ただし、婚姻日より前の引越にあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機とした引越であること。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たしている令和7年度新婚世帯及び令和6年度新婚世帯とする。

- (1) 令和6年1月1日から令和6年12月31日まで（令和6年度新婚世帯にあつては令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の間の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である世帯であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生の修学及び生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書を基に算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額が500万円未満である世帯であること。
- (2) 物件を市内に有し、申請時において夫婦の双方又は一方の住民票に記載される住所が当該物件の住所となっていること。
- (3) 婚姻の届出日において、夫婦のいずれも年齢が39歳以下であること。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 過去に下田市及び他自治体による同様の補助金（令和6年度補助金を除く。）を受けたことがないこと。
- (6) 下田市暴力団排除条例（平成23年下田市条例第10号）第2条第3項に規定する暴力団員等ではないこと。
- (7) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する講座等を受講していること。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住居費、リフォーム費用及び引越費用（以下「住居費等」という。）とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。ただし、住居費等が限度額に満たない場合は、当該住居費等の額とする。

- (1) 夫婦のいずれも39歳以下の令和7年度新婚世帯60万円
- (2) 夫婦のいずれも39歳以下の令和6年度新婚世帯60万円から既に受給した令和6年度補助金の額を差し引いた額

3 前項の住居費等の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 戸籍抄本又は婚姻届受理証明書
- (3) 所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類（貸与型奨学金を返還している場合に限る。）

- (5) 物件の売買契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し
(住宅を購入した場合に限る。)
- (6) 物件の賃貸借契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し
(住宅を賃借している場合に限る。)
- (7) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住宅を賃借している場合であって、給与所得者である場合に限る。)
- (8) リフォームに係る工事請負契約書等及びこれに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し(リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。)
- (9) 引越しに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し(引越費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。)
- (10) 第3条第7号に規定する講座等の受講証明書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請及び実績報告は、令和8年3月31日までに行われなければならない。

(補助金の交付決定及び確定)

第6条 市長は、補助金の交付を決定し、及び確定したときは、結婚新生活支援補助金交付決定通知書兼交付確定通知書(様式第3号。以下「決定等通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により決定等通知書を受け取った申請者(以下「補助対象者」という。)は、当該決定等通知書を受け取った日から起算して14日を経過する日までに、規則第15条第1項に規定する請求書により、市長に対し請求しなければならない。

(交付決定等の取消し)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定及び確定(以下「交付決定等」という。)の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 補助対象者は、市長が補助金の交付決定等を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第10条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(失効等)

- 2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り効力を失う。ただし、同日以前に第 6 条の交付の決定及び確定を受けた者に対するこの告示の規定の適用については、この告示失効後も、なお効力を有する。